

○無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)の一部を改正する省令案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第三章 (略)</p> <p>第四章 業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件</p> <p>第一節～第四節の十八 (略)</p> <p>第四節の十九 道路交通情報通信を行う無線局の無線設備(第四十九条の二十二)</p> <p><b>第四節の十九の二 七〇〇MHz帯高度道路交通システムの無線局の無線設備(第四十九条の二十二の二)</b></p> <p>第四節の二十～第九節 (略)</p> <p>第五章 (略)</p> <p>(混信防止機能)</p> <p>第九条の四 法第四条第三号に規定する無線局が有しなければならぬ混信防止機能は、次のとおりとする。</p> <p>一～十二 (略)</p> <p><b>十三 七〇〇MHz帯高度道路交通システム(施行規則第四条の四第二項第五号に規定する無線通信をいう。以下同じ。)の陸上移動局については、施行規則第六条の二第二号に規定する機能</b></p> <p>(空中線電力の許容偏差)</p> <p>第十四条 空中線電力の許容偏差は、次の表の上欄に掲げる送信設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第三章 (同上)</p> <p>第四章 (同上)</p> <p>第一節～第四節の十八 (同上)</p> <p>第四節の十九 (同上)</p> <p>第四節の二十～第九節 (同上)</p> <p>第五章 (同上)</p> <p>(混信防止機能)</p> <p>第九条の四 (同上)</p> <p>一～十二 (同上)</p> <p>(空中線電力の許容偏差)</p> <p>第十四条 空中線電力の許容偏差は、次の表の上欄に掲げる送信設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p>

八〇十七 (略)	<p>七 次に掲げる送信設備</p> <p>(一) 九一六・七MHz以上九二〇・九MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局の送信設備</p> <p>(二) 九一五・九MHz以上九二九・七MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の送信設備</p> <p>(三) (五) (略)</p> <p>(六) 九二〇・五MHz以上九二三・五MHz以下の周波数の電波を使用する簡易無線局の送信設備</p>	一〇六 (略)	<p>許容偏差</p> <p>上限 (パーセント)</p> <p>下限(パーセント)</p>
(略)	二〇	(略)	
(略)	八〇	(略)	

八〇十七 (同上)	<p>七 次に掲げる送信設備</p> <p>(一) 九五二MHzを超え九五六・四MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局の送信設備</p> <p>(二) 九五〇・八MHzを超え九五七・六MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の送信設備</p> <p>(三) (五) (略)</p> <p>(六) 九五二MHzを超え九五六・四MHz以下の周波数の電波を使用する簡易無線局の送信設備</p>	一〇六 (同上)	<p>許容偏差</p> <p>上限 (パーセント)</p> <p>下限(パーセント)</p>
(同上)	二〇	(同上)	
(同上)	八〇	(同上)	

<p>2・3 (略)</p> <p>(副次的に発する電波等の限度)</p> <p>第二十四条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 携帯無線通信の中継を行う無線局の受信装置については、第一項</p>	<p>十九 (略)</p>	<p>十八 七〇</p> <p>〇MHz帯</p> <p>高度道路</p> <p>交通シス</p> <p>テムの無</p> <p>線局の送</p> <p>信設備</p>	<p>基地局の送信設備</p>
	二〇	五〇	二〇
	五〇	五〇	五〇

<p>2・3 (同上)</p> <p>(副次的に発する電波等の限度)</p> <p>第二十四条 (同上)</p> <p>2 (同上)</p> <p>3 (同上)</p>	<p>十九 (同上)</p>	<p>十八 次に掲げる送信設備</p> <p>(一) 道路交通情報通信を行う無線局(二・五GHz帯の周波数の電波を使用し、道路交通に関する情報を送信する特別業務の局をいう。以下同じ。)の送信設備</p> <p>(二) 狭域通信システムの基地局(五・七七〇GHzを超え五・八一〇GHz以下の周波数の電波を使用し、狭域通信システムの陸上移動局と通信を行うために開設された基地局をいう。以下同じ。)の送信設備</p> <p>(三) 狭域通信システムの陸上移動局の無線設備の試験のための通信を行う無線局の送信設備</p>	<p>二〇</p>
	(同上)		五〇
	(同上)		



	(略)	え九六〇MHz以下の周波数の電波を受信する受信装置	
		イ (略)	ア (略)
		(略)	(略)

4 八一五MHzを超え八四五MHz以下、八六〇MHzを超え九一五MHz以下又は九一五MHzを超え九六〇MHz以下の周波数の電波を使用する符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びにシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに八一五MHzを超え八四五MHz以下又は八六〇MHzを超え八九〇MHz以下の周波数の電波を使用する直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

- 一 符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の受信装置であつて、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップの信号を受信するもの

無線局の 受信装置の区別 周波数帯 副次的に発

	(同上)		
		イ (同上)	ア (同上)
		(同上)	(同上)

4 八一五MHzを超え八五〇MHz以下、八六〇MHzを超え九一〇MHz以下又は九一五MHzを超え九四〇MHz以下の周波数の電波を使用する符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びにシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

- 一 (同上)

無線局の 受信装置の区別 周波数帯 副次的に発

種別	基地局					陸上移動局		
する電波の 限度	任意の10 kHz幅で (二)五七 デシベル以 下の値	ア 三〇MHz以上 一、〇〇〇MHz未 満(八五〇MHz以 上九〇〇MHz以 下を除く。)	イ (略)	ア 三〇MHz以上 一、〇〇〇MHz未 満(九三五MHzを 超え九七〇MHz 以下を除く。)	イ 一、〇〇〇MHz 以上一・七五 GHz以下(二、〇 GHzを超え 一〇MHzを超え 二、〇二五MHz以 下を除く。)	ウ 二、〇一〇MHz を超え二、〇二 五MHz以下	八二五MHzを超え 八四五MHz以下の 周波数の電波を受 信する受信装置	八六〇MHzを超え 八九〇MHz以下の 周波数の電波を受 信する受信装置

種別	基地局					陸上移動局	
する電波の 限度	(同上)	ア 三〇MHz以上 一、〇〇〇MHz未 満(八五〇MHz以 上九〇五MHz以 下を除く。)	イ (同上)			八二五MHzを超え八 四五MHz以下の周波 数の電波を受信す る受信装置	八六〇MHzを超え八 九五MHz以下の周波 数の電波を受信す

		信する受信装置	
		<p>九四五MHzを超え 九六〇MHz以下の 周波数の電波を受 信する受信装置</p>	
ウ (略)	イ 八一五MHz以 上八四五MHz以 下及び八六〇 MHz以上八九〇 MHz以下を除 く。	エ 三〇MHz以上 一、〇〇〇MHz未 満(九三五MHzを 超え九七〇MHz 以下を除く。)	オ 九〇〇MHz以 上九一五MHz以 下及び九四五 MHz以上九六〇 MHz以下
任意の三・ 八四MHz幅 で(一)六 〇デシベル 以下の値	任意の三・ 八四MHz幅 で(一)六 〇デシベル 以下の値	任意の三・ 八四MHz幅 で(一)六 〇デシベル以 下の値	任意の三・ 八四MHz幅 で(一)六 〇デシベル以 下の値

		る受信装置	
ウ (同上)	イ 八一五MHz以 上八五〇MHz以 下及び八六〇 MHz以上八九五 MHz以下を除 く。		
(同上)	(同上)		

二 符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の受信装置であつて、拡散符号速度が毎秒一・二二八八メガチップの信号を受信するもの

陸上移動局	(略)	(略)	(略)	ウ (略)	イ 八六〇MHz を超え八九〇MHz 以下	ア 八一五MHz を超え八四五MHz 以下	副次的に発する電波の限度	(略)	六〇MHz 以下を除く。

二 (同上)

陸上移動局	(同上)	(同上)	(同上)	ウ (同上)	イ 八六〇MHz を超え八九五MHz 以下	ア 八一五MHz を超え八五〇MHz 以下	副次的に発する電波の限度	(同上)



み合わせて使用するものに限る。)を受信する受信装置	ウ (略)	(略)
---------------------------	-------	-----

三 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の受信装置

無線局の種別	周波数帯	副次的に発する電波の限度
無線局の種別	周波数帯	副次的に発する電波の限度
基地局	ア 三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満(八五〇MHz以上九〇〇MHz以下を除く。)	任意の一〇〇kHz幅で(一)五七デシベル以下の値
陸上移動局	イ (略) ウ (略)	(略)

四 直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の受信装置

無線局の種別	周波数帯	副次的に発する電波の限度
--------	------	--------------

み合わせて使用するものに限る。)を受信する受信装置	ウ (同上)	(同上)
---------------------------	--------	------

三 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の受信装置

無線局の種別	周波数帯	副次的に発する電波の限度
無線局の種別	周波数帯	副次的に発する電波の限度
基地局	ア 三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満(八五〇MHz以上九〇五MHz以下を除く。)	任意の一〇〇kHz幅で(一)五七デシベル以下の値
陸上移動局	イ (同上) ウ (同上)	(同上)

基地局	ア	三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満(八五〇MHz以上九〇〇MHz以下を除く。)	任意の一〇〇kHz幅で(二)五七デシベル以下の値
	イ	一、〇〇〇MHz以上二・七五GHz以下(二、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz以下を除く。)	任意の一MHz幅で(一)四七デシベル以下の値
陸上移動局	ウ	二、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz以下	任意の一MHz幅で(一)五二デシベル以下の値
	エ	三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	任意の一〇〇kHz幅で(一)四七デシベル以下の値
陸上移動局	イ	一、〇〇〇MHz以上二・七五GHz以下	任意の一MHz幅で(一)四七デシベル以下の値
	エ	三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	任意の一〇〇kHz幅で(一)四七デシベル以下の値

5～9 (略)

10 狭域通信システムの陸上移動局、狭域通信システムの基地局(五・七七〇GHzを超え五・八一〇GHz以下の周波数の電波を使用し、狭域通信システムの陸上移動局と通信を行うために開設された基地局をいう。以下同じ。)及び狭域通信システムの陸上移動局の無線設備の試験のための通信を行う無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、総務大臣が別に告示する値とする。

11～14 (略)

5～9 (同上)

10 狭域通信システムの陸上移動局、狭域通信システムの基地局及び狭域通信システムの陸上移動局の無線設備の試験のための通信を行う無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、総務大臣が別に告示する値とする。

11～14 (略)

九一六・七MHz以上九二〇・九MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局若しくは九二〇・五MHz以上九二三・五MHz以下の周波数の電波を使用する簡易無線局又は九一六・七MHz以上九二三・五MHz以下の周波数の電波を使用する移動体識別(無線設備が、応答のための装置(無線設備が発射する電波により作動し、その受信電力の全部又は一部を同一周波数帯の電波として発射する装置をいう。第四十九条の九第一号ト及び第三号ニ、第四十九条の十四第六号ト、第九号ニ及び第十号ハ並びに第五十四条第五号へにおいて同じ。)から発射された電波を受信することにより行う移動体の識別をいう。以下同じ。)用の特定小電力無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

一 九一六・七MHz以上九二〇・九MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局の受信装置

周波数帯	副次的に発する電波の限度
七一〇MHz以下	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)五四デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。以下この項において同じ。)以下の値
七一〇MHzを超え九〇〇MHz以下	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)五八デシベル以下の値
九〇〇MHzを超え九一五MHz以下	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)五八デシベル以下の値
九一五MHzを超え九三〇MHz以下	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)五四デシベル以下の値
九三〇MHzを超え一、〇〇〇MHz	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)五四デシベル以下の値

九五二MHzを超え九五六・四MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局若しくは簡易無線局又は九五二MHzを超え九五七・六MHz以下の周波数の電波を使用する移動体識別(無線設備が、応答のための装置(無線設備が発射する電波により作動し、その受信電力の全部又は一部を同一周波数帯の電波として発射する装置をいう。第四十九条の九第一号ト及び第三号ニ、第四十九条の十四第六号ト、第九号ニ及び第十号ハ並びに第五十四条第五号トにおいて同じ。)から発射された電波を受信することにより行う移動体の識別をいう。以下同じ。)用の特定小電力無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次の表に定めるとおりとする。

周波数帯	副次的に発する電波の限度
七一五MHz以下	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)五四デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。)以下の値
七一五MHzを超え九四五MHz以下	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)六一デシベル以下の値
九四五MHzを超え九五〇MHz以下	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)六一デシベル以下の値
九五〇MHzを超え九五八MHz以下	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)五四デシベル以下の値
九五八MHzを超え一、〇〇〇MHz	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)五四デシベル以下の値

〇〇〇MHz以下	均電力が(一)五八デシベル以下の値
一、〇〇〇MHzを超え	任意の一MHzの帯域幅における平均電
一、二二五MHz以下	力が(二)四八デシベル以下の値
一、二一五MHzを超え	任意の一MHzの帯域幅における平均電
るもの	力が(二)四七デシベル以下の値

二 九二〇・五MHz以上九二三・五MHz以下の周波数の電波を使用する簡易無線局の受信装置

周波数帯	副次的に発する電波の限度
七一〇MHz以下	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平
七一〇MHzを超え九〇	均電力が(一)五四デシベル以下の値
〇MHz以下	任意の一MHzの帯域幅における平均電
九〇〇MHzを超え九一	力が(二)五五デシベル以下の値
五MHz以下	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平
九一五MHzを超え九三	均電力が(一)五五デシベル以下の値
〇MHz以下	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平
九三〇MHzを超え一、	均電力が(二)五五デシベル以下の値
〇〇〇MHz以下	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平
一、〇〇〇MHzを超え	任意の一MHzの帯域幅における平均電
るもの	力が(二)四七デシベル以下の値

〇〇MHz以下	均電力が(一)六一デシベル以下の値
一、〇〇〇MHzを超え	任意の一MHzの帯域幅における平均電
一、二二五MHz以下	力が(二)五一デシベル以下の値
一、二一五MHzを超え	任意の一MHzの帯域幅における平均電
一、八八四・五MHz以下	力が(二)四七デシベル以下の値
一、八八四・五MHzを超	任意の一MHzの帯域幅における平均電
え一、九一九・六MHz以	力が(二)六一デシベル以下の値
下	任意の一MHzの帯域幅における平均電
一、九一九・六MHzを超	力が(二)四七デシベル以下の値
えるもの	

三 九一六・七MHz以上九二三・五MHz以下の周波数の電波を使用する移動体識別用の特定小電力無線局の受信装置

周波数帯	副次的に発する電波の限度
七一〇MHz以下	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)五四デシベル以下の値
七一〇MHzを超え九〇MHz以下	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)五五デシベル以下の値
九〇〇MHzを超え九一五MHz以下	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)五五デシベル以下の値
九一五MHzを超え九三〇MHz以下	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)五四デシベル以下の値
九三〇MHzを超え一、〇〇〇MHz以下	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)五五デシベル以下の値
一、〇〇〇MHzを超えるもの	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)四七デシベル以下の値

16 九一五・九MHz以上九二九・七MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の受信装置(前項に規定するものを除く。)については、第一項の規定にかかわらず、次の表に定めるとおりとする。

周波数帯	副次的に発する電波の限度
七一〇MHz以下	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)五四デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。)以下の値
七一〇MHzを超え九〇MHz以下	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)五五デシベル以下の値

三 九五〇・八MHzを超え九五七・六MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の受信装置(前項に規定するものを除く。)については、第一項の規定にかかわらず、次の表に定めるとおりとする。

周波数帯	副次的に発する電波の限度
七一〇MHz以下	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)五四デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。)以下の値
七一〇MHzを超え九四五MHz以下	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)五五デシベル以下の値

16 九五〇・八MHzを超え九五七・六MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の受信装置(前項に規定するものを除く。)については、第一項の規定にかかわらず、次の表に定めるとおりとする。

周波数帯	副次的に発する電波の限度
七一〇MHz以下	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)五四デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。)以下の値
七一〇MHzを超え九四五MHz以下	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)五五デシベル以下の値

17  
～  
26

(略)

27  
七〇〇MHz帯高度道路交通システムの無線局については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

無線局の種類別	周波数帯	副次的に発する電波の限度
基地局	七七〇MHz以下	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が四ナノワット以下の値
	七七〇MHzを超え	任意の一〇〇kHzの

九〇〇MHzを超え九一五MHz以下	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)五五デシベル以下の値
九一五MHzを超え九三〇MHz以下	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)五四デシベル以下の値
九三〇MHzを超え一、〇〇〇MHz以下	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)五五デシベル以下の値
一、〇〇〇MHzを超え一、〇〇〇MHzを超え	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(二)四七デシベル以下の値

17  
～  
26

(同上)

九四五MHzを超え九五〇MHz以下	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)五五デシベル以下の値
九五〇MHzを超え九五八MHz以下	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)五四デシベル以下の値
九五八MHzを超え一、〇〇〇MHz以下	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)五八デシベル以下の値
一、〇〇〇MHzを超え一、二一五MHz以下	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(二)四八デシベル以下の値
一、二一五MHzを超え一、八八四・五MHz以下	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(二)四七デシベル以下の値
一、八八四・五MHzを超え一、九一九・六MHz以下	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(二)五五デシベル以下の値
一、九一九・六MHzを超え一、九一九・六MHzを超えるもの	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(二)四七デシベル以下の値

<p>八二〇 MHz 以下</p>	<p>帯域幅における平均電力が三二二〇ピコワット以下の値</p>
<p>八一〇 MHz を超え 一、〇〇〇 MHz 以下</p>	<p>任意の一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が四ナノワット以下の値</p>
<p>一、〇〇〇 MHz を超えるもの</p>	<p>任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が四ナノワット以下の値</p>
<p>陸上移動局</p>	<p>任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が四ナノワット以下の値</p>
<p>一、〇〇〇 MHz を超えるもの</p>	<p>任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が四ナノワット以下の値</p>

(携帯無線通信の中継を行う無線局の無線設備)

第四十九条の六 携帯無線通信の中継を行う無線局の無線設備(次条及び第四十九条の六の十一に定められているものを除く。以下同じ。)であつて、八一五 MHz を超え **八四五 MHz** 以下、八六〇 MHz を超え **八九〇 MHz** 以下、**九〇〇 MHz** を超え **九一五 MHz** 以下、**九四五 MHz** を超え **九六〇 MHz** 以下、一、四二七・九 MHz を超え一、四六二・九 MHz 以下、一、四七五・九 MHz を超え一、五一〇・九 MHz 以下、一、七四九・九

(携帯無線通信の中継を行う無線局の無線設備)

第四十九条の六 携帯無線通信の中継を行う無線局の無線設備(次条及び第四十九条の六の十一に定められているものを除く。以下同じ。)であつて、八一五 MHz を超え **八五〇 MHz** 以下、八六〇 MHz を超え **八九 MHz** 以下、一、四二七・九 MHz を超え一、四六二・九 MHz 以下、一、四七五・九 MHz を超え一、五一〇・九 MHz 以下、一、七四九・九 MHz を超え一、七八四・九 MHz 以下、一、八四四・九 MHz を超え一、八七九・

MHzを超え一、七八四・九MHz以下、一、八四四・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下、一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を送信するもの（第三項に規定するものを除く。）は、次に掲げる条件（陸上移動中継局の無線設備にあつては、第二号に限る。）に適合するものでなければならぬ。

一・二（略）

2・3（略）

（符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備）  
 第四十九条の六の三 符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備、符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局の無線設備又は符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて、次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる周波数の電波を送信するものは、次の各号（陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものに限る。）にあつては第一号口及び第二号ハ、陸上移動中継局にあつては第二号ハに限る。）の条件に適合するものでなければならぬ。

無線設備の区別	周波数
基地局の無線設備であつて 拡散符号速度が毎秒一・二 二八八メガチップのもの	八三二MHzを超え八三四MHz以下、 八三八MHzを超え八四六MHz以下、 八六〇MHzを超え八九〇MHz以下又は 一、五一三MHzを超え一、五一 六MHz以下
陸上移動局の無線設備であ	八一五MHzを超え八四五MHz以下、

九MHz以下、一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を送信するもの（第三項に規定するものを除く。）は、次に掲げる条件（陸上移動中継局の無線設備にあつては、第二号に限る。）に適合するものでなければならぬ。

一・二（同上）

2・3（同上）

（符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備）  
 第四十九条の六の三（同上）

無線設備の区別	周波数
基地局の無線設備であつて 拡散符号速度が毎秒一・二 二八八メガチップのもの	八三二MHzを超え八三四MHz以下、 八三八MHzを超え八四六MHz以下、 八六〇MHzを超え八九五MHz以下又は 一、五一三MHzを超え一、五一六 MHz以下
陸上移動局の無線設備であ	八一五MHzを超え八五〇MHz以下、



<p>つて拡散符号速度が毎秒 一・二二八八メガチップの もの</p>	<p>符号分割多元接続方式携帯 無線通信設備の試験のため の通信等を行う無線局の無 線設備であつて拡散符号速 度が毎秒一・二二八八メガ チップのもの</p>
<p>八八七 MHz を超え八八九 MHz 以下、 八九三 MHz を超え九〇一 MHz 以下、 九一五 MHz を超え九四〇 MHz 以下又 は一、四六五 MHz を超え一、四六 八 MHz 以下</p>	<p>八一五 MHz を超え八四五 MHz 以下、 八六〇 MHz を超え九〇一 MHz 以下、 九一五 MHz を超え九四〇 MHz 以下、 一、四六五 MHz を超え一、四六八 MHz 以下又は一、五一三 MHz を超え一、 五一六 MHz 以下</p>

一・二二 (略)

2 前項の陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)の無線設備は、同項に規定する条件のほか、次の各号に定める条件に適合するものでなければならない。

一 送信する電波の周波数は、前項の基地局の電波を受信することによつて次に掲げる周波数が自動的に選択されること。

イ 八一五 MHz を超え八四五 MHz 以下の周波数の電波を送信するものにあつては、受信した電波の周波数より四五 MHz 低い周波数  
ロ 八八七 MHz を超え八八九 MHz 以下、八九三 MHz を超え九〇一 MHz 以下又は九一五 MHz を超え九四〇 MHz 以下の周波数の電波を送信するものにあつては、受信した電波の周波数より五五 MHz 高い周波数

ハ (略)

二、四 (略)

3・4 (略)

<p>つて拡散符号速度が毎秒 一・二二八八メガチップの もの</p>	<p>符号分割多元接続方式携帯 無線通信設備の試験のため の通信等を行う無線局の無 線設備であつて拡散符号速 度が毎秒一・二二八八メガ チップのもの</p>
<p>八八七 MHz を超え八八九 MHz 以下、 八九三 MHz を超え九〇一 MHz 以下、 九一五 MHz を超え九四〇 MHz 以下又 は一、四六五 MHz を超え一、四六八 MHz 以下</p>	<p>八一五 MHz を超え八五〇 MHz 以下、 八六〇 MHz を超え九〇一 MHz 以下、 九一五 MHz を超え九四〇 MHz 以下、 一、四六五 MHz を超え一、四六八 MHz 以下又は一、五一三 MHz を超え一、 五一六 MHz 以下</p>

一・二二 (同上)

2 (同上)

一 (同上)

イ 八一五 MHz を超え八五〇 MHz 以下の周波数の電波を送信するものにあつては、受信した電波の周波数より四五 MHz 低い周波数  
ロ 八八七 MHz を超え八八九 MHz 以下、八九三 MHz を超え九〇一 MHz 以下又は九一五 MHz を超え九四〇 MHz 以下の周波数の電波を送信するものにあつては、受信した電波の周波数より五五 MHz 高い周波数

ハ (同上)

二、四 (同上)

3・4 (同上)

第四十九条の六の四 符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備、符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局の無線設備又は符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて、次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる周波数の電波を送信するもの（九〇〇MHzを超え九一五MHz以下又は九四五MHzを超え九六〇MHz以下の周波数の電波を送信するものにあつては、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのものに限る。）は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。ただし、前条に規定する無線設備については、この限りでない。

無線設備の区別	周波数
基地局の無線設備	八六〇MHzを超え八九〇MHz以下、九四五MHzを超え九六〇MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、八四四・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下又は二、一七〇MHzを超え二、一七〇MHz以下
陸上移動局の無線設備	八一五MHzを超え八四五MHz以下、九〇〇MHzを超え九一五MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、一、七四九・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下
符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備	八一五MHzを超え八四五MHz以下、八六〇MHzを超え八九〇MHz以下、九〇〇MHzを超え九一五MHz以下、九四五MHzを超え九六〇MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、

第四十九条の六の四 符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備、符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局の無線設備又は符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて、次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる周波数の電波を送信するもの（九〇〇MHzを超え九一五MHz以下又は九四五MHzを超え九六〇MHz以下の周波数の電波を送信するものにあつては、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのものに限る。）は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。ただし、前条に規定する無線設備については、この限りでない。

無線設備の区別	周波数
基地局の無線設備	八六〇MHzを超え八九五MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、八四四・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下又は二、一七〇MHzを超え二、一七〇MHz以下
陸上移動局の無線設備	八一五MHzを超え八五〇MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、一、七四九・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下
符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備	八一五MHzを超え八五〇MHz以下、八六〇MHzを超え八九五MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、七四九・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下、一、八四四・

無線設備	五一〇・九MHz以下、一、七四九・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下、一、八四四・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下、一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下
------	---

一・二 (略)

2 前項の陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)の無線設備は、同項に規定する条件のほか、次の各号に定める条件に適合するものでなければならない。

一 送信する電波の周波数は、前項の基地局の電波を受信することによつて次に掲げる周波数が自動的に選択されること。

イ 八一五MHzを超え八四五MHz以下又は九〇〇MHzを超え九一五MHz以下の周波数の電波を送信するものにあつては、受信した電波の周波数より四五MHz低い周波数

ロ 〇ニ (略)

二 〇五 (略)

三・四 (略)

(時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備)

第四十九条の六の五 時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う陸上移動局の無線設備又は時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて、次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる周波数の電波を送信するもの(九〇〇MHzを超え九一五MHz以下又は九四五

	九MHzを超え一、八七九・九MHz以下、一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下
--	--

一・二 (同上)

2 (同上)

一 (同上)

イ 八一五MHzを超え八五〇MHz以下の周波数の電波を送信するものにあつては、受信した電波の周波数より四五MHz低い周波数

ロ 〇ニ (同上)

二 〇五 (同上)

三・四 (同上)

(時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備)

第四十九条の六の五 時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う陸上移動局の無線設備又は時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて、次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる周波数の電波を送信するものは、次に掲げる条件に適合するものでなけれ

MHzを超え九六〇MHz以下の周波数の電波を送信するものにあつては、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのものに限る。)は、次に掲げる条件に適合するものでなければならぬ。

無線設備の区別	周波数	基地局の無線設備	八三二MHzを超え八三四MHz以下、八三八MHzを超え八四六MHz以下、八六〇MHzを超え八九〇MHz以下、九四五MHzを超え九六〇MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、八四四・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下	陸上移動局の無線設備	八一五MHzを超え八四五MHz以下、八八七MHzを超え八八九MHz以下、八九三MHzを超え九四〇MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、一、七四九・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下	時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の	八一五MHzを超え八四五MHz以下、八六〇MHzを超え九一五MHz以下、九一五MHzを超え九六〇MHz以下
---------	-----	----------	--	------------	--	---------------------------------------	---

ばならぬ。

無線設備の区別	周波数	基地局の無線設備	八三二MHzを超え八三四MHz以下、八三八MHzを超え八四六MHz以下、八六〇MHzを超え八九五MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、八四四・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下	陸上移動局の無線設備	八一五MHzを超え八五〇MHz以下、八八七MHzを超え八八九MHz以下、八九三MHzを超え九〇一MHz以下、九一五MHzを超え九四〇MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、一、七四九・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下	時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線	八一五MHzを超え八五〇MHz以下、八六〇MHzを超え九〇一MHz以下、九一五MHzを超え九四〇MHz以下
---------	-----	----------	--	------------	--	---	---

無線設備

MHz以下、一、四二七・九MHzを  
超え一、四六二・九MHz以下、一、  
四七五・九MHzを超え一、五一  
〇・九MHz以下、一、七四九・九  
MHzを超え一、七八四・九MHz以  
下、一、八四四・九MHzを超え一、  
八七九・九MHz以下、一、九二〇  
MHzを超え一、九八〇MHz以下又  
は二、一一〇MHzを超え二、一七  
〇MHz以下

一・二 (略)

2 前項の陸上移動局の無線設備は、同項に規定する条件のほか、次  
に掲げる条件に適合するものでなければならない。

- 一 送信する電波の周波数は、前項の基地局の電波を受信すること  
によつて、次に掲げる周波数が自動的に選択されること。ただし、  
拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのものであつて隣接する  
二の搬送波を受信するもの及び拡散符号速度が毎秒一・二二八八  
メガチップのものであつて二又は三の搬送波を同時に送信するも  
のにあつてはこの限りでない。

イ 通信の相手方が八六〇MHzを超え八九〇MHz以下又は九四五MHz  
を超え九六〇MHz以下の周波数の電波を送信するものにあつて  
は、受信した電波の周波数より四五MHz低い周波数

ロ 通信の相手方が八三二MHzを超え八三四MHz以下、八三八MHzを  
超え八四六MHz以下又は八六〇MHzを超え八八五MHz以下の周波  
数の電波を送信するものにあつては、受信した電波の周波数よ  
り五五MHz高い周波数

設備

MHz以下、一、四二七・九MHzを  
超え一、四六二・九MHz以下、  
一、四七五・九MHzを超え一、  
五一〇・九MHz以下、一、七四  
九・九MHzを超え一、七八四・  
九MHz以下、一、八四四・九MHz  
を超え一、八七九・九MHz以下、  
一、九二〇MHzを超え一、九八  
〇MHz以下又は二、一一〇MHzを  
超え二、一七〇MHz以下

一・二 (同上)

2 (同上)

一 (同上)

イ 八一五MHzを超え八五〇MHz以下の周波数の電波を送信するも  
のにあつては、受信した電波の周波数より四五MHz低い周波数

ロ 八八七MHzを超え八八九MHz以下、八九三MHzを超え九〇一MHz以  
下又は九一五MHzを超え九四〇MHz以下の周波数の電波を送信す  
るものにあつては、受信した電波の周波数より五五MHz高い周波  
数

ハ～ホ (略)  
 ニ～六 (略)  
 三～五 (略)

(シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備)

第四十九条の六の九 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局の無線設備又はシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備のうち、周波数分割複信方式を用いるものであつて、次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる周波数の電波を送信するものは、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

無線設備の区別	周波数
基地局の無線設備	八六〇MHzを超え八九〇MHz以下、 <b>九五〇MHzを超え九六〇MHz</b> 以下、一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、八四四・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下
陸上移動局の無線設備	八一五MHzを超え八四五MHz以下、 <b>九〇〇MHzを超え九一五MHz</b> 以下、一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、一、七四九・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下又は一、九二〇MHz以下又は一、九八〇MHz以下

ハ～ホ (同上)  
 ニ～六 (同上)  
 三～五 (同上)

(シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備)

第四十九条の六の九 (同上)

無線設備の区別	周波数
基地局の無線設備	八六〇MHzを超え八九五MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、八四四・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下
陸上移動局の無線設備	八一五MHzを超え八五〇MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、一、七四九・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下

<p>シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備</p>	<p>○ MHzを超え一、九八〇 MHz以下</p>
<p>八二五 MHzを超え八四五 MHz以下、八六〇 MHzを超え八九〇 MHz以下、九〇〇 MHzを超え九一五 MHz以下、九四五 MHzを超え九六〇 MHz以下、一、四二七・九 MHzを超え一、四六二・九 MHz以下、一、四七五・九 MHzを超え一、五〇・九 MHz以下、一、七四九・九 MHzを超え一、七八四・九 MHz以下、一、八四四・九 MHzを超え一、八七九・九 MHz以下、一、九二〇 MHzを超え一、九八〇 MHz以下又は二、一一〇 MHzを超え二、一七〇 MHz以下</p>	

- 一・二 (略)
  - 2 前項の陸上移動局の無線設備は、同項に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。
    - 一 送信する電波の周波数は、前項の基地局の電波を受信することによつて、次に掲げる周波数が自動的に選択されること。
    - イ 八一五 MHzを超え八四五 MHz以下又は九〇〇 MHzを超え九一五 MHz以下の周波数の電波を送信するものにあつては、受信した電波の周波数より四五 MHz低い周波数
    - ロ〜ニ (略)
    - 二〜五 (略)
    - 3・4 (略)
- 第四十九条の六の十一 直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備、直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信

<p>シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備</p>	<p>八二五 MHzを超え八五〇 MHz以下、八六〇 MHzを超え八九五 MHz以下、一、四二七・九 MHzを超え一、四六二・九 MHz以下、一、四七五・九 MHzを超え一、五〇・九 MHz以下、一、七四九・九 MHzを超え一、七八四・九 MHz以下、一、八四四・九 MHzを超え一、八七九・九 MHz以下、一、九二〇 MHzを超え一、九八〇 MHz以下又は二、一一〇 MHzを超え二、一七〇 MHz以下</p>
---	--

- 一・二 (同上)
  - 2 (同上)
    - 一 (同上)
    - イ 八一五 MHzを超え八五〇 MHz以下の周波数の電波を送信するものにあつては、受信した電波の周波数より四五 MHz低い周波数
    - ロ〜ニ (同上)
    - 二〜五 (同上)
    - 3・4 (同上)
- 第四十九条の六の十一 (同上)

を行う陸上移動局の無線設備又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備のうち、周波数分割複信方式を用いるものであつて、次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる周波数の電波を送信するものは、次の各号(陸上移動中継局にあつては第二号に限る。)の条件に適合するものでなければならない。

無線設備の区別	周波数
基地局の無線設備	八六〇MHzを超え八九〇MHz以下、 一、四七五・九MHzを超え一、五 一〇・九MHz以下、一、八四四・ 九MHzを超え一、八七九・九MHz以 下又は二、一一〇MHzを超え二、 一七〇MHz以下
陸上移動局の無線設備	八一五MHzを超え八四五MHz以下、 一、四二七・九MHzを超え一、四 六二・九MHz以下、一、七四九・ 九MHzを超え一、七八四・九MHz以 下又は一、九二〇MHzを超え一、 九八〇MHz以下
直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備	八一五MHzを超え八四五MHz以下、 八六〇MHzを超え八九〇MHz以下、 一、四二七・九MHzを超え一、四 六二・九MHz以下、一、四七五・ 九MHzを超え一、五一〇・九MHz以 下、一、七四九・九MHzを超え一、 七八四・九MHz以下、一、八四四・ 九MHzを超え一、八七九・九MHz以

無線設備の区別	周波数
基地局の無線設備	八六〇MHzを超え八九五MHz以下、 一、四七五・九MHzを超え一、五 一〇・九MHz以下、一、八四四・ 九MHzを超え一、八七九・九MHz以 下又は二、一一〇MHzを超え二、 一七〇MHz以下
陸上移動局の無線設備	八一五MHzを超え八五〇MHz以下、 一、四二七・九MHzを超え一、四 六二・九MHz以下、一、七四九・ 九MHzを超え一、七八四・九MHz以 下又は一、九二〇MHzを超え一、 九八〇MHz以下
直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備	八一五MHzを超え八五〇MHz以下、 八六〇MHzを超え八九五MHz以下、 一、四二七・九MHzを超え一、四 六二・九MHz以下、一、四七五・ 九MHzを超え一、五一〇・九MHz以 下、一、七四九・九MHzを超え一、 七八四・九MHz以下、一、八四四・ 九MHzを超え一、八七九・九MHz以



下、一、九二〇 MHz を超え一、九八〇 MHz 以下又は二、一一〇 MHz を超え二、一七〇 MHz 以下
--

一・二 (略)

2 前項の陸上移動局の無線設備は、同項に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 送信する電波の周波数は、前項の基地局の電波を受信することによつて、次に掲げる周波数が自動的に選択されること。

イ 八一五 MHz を超え八四五 MHz 以下又は九〇〇 MHz を超え九一五 MHz 以下の周波数の電波を送信するものにあつては、受信した電波の周波数より四五 MHz 低い周波数

ロ〜ニ (略)

二〜五 (略)

(MCA 陸上移動通信を行う無線局等の無線設備)

第四十九条の七 MCA 陸上移動通信を行うMCA制御局の無線設備で八五〇 MHz を超え八六〇 MHz 以下、九三〇 MHz を超え九四〇 MHz 以下の周波数の電波を送信するもの、MCA 陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局 (MCA 陸上移動通信を行うMCA制御局の無線設備の試験又は調整をするための通信を行う無線局をいう。以下同じ。)(MCA 制御局と送信装置を共用するものに限る。)の無線設備で八五〇 MHz を超え八六〇 MHz 以下の周波数の電波を送信するもの又はMCA 陸上移動通信を行う陸上移動局、指令局若しくはMCA 陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局 (MCA 制御局と送信装置を共用するものを除く。)の無線設備で九三〇 MHz を超え

下、一、九二〇 MHz を超え一、九八〇 MHz 以下又は二、一一〇 MHz を超え二、一七〇 MHz 以下
--

一・二 (略)

2 前項の陸上移動局の無線設備は、同項に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 送信する電波の周波数は、前項の基地局の電波を受信することによつて、次に掲げる周波数が自動的に選択されること。

イ 八一五 MHz を超え八五〇 MHz 以下の周波数の電波を送信するものにあつては、受信した電波の周波数より四五 MHz 低い周波数

ロ〜ニ (略)

二〜五 (略)

(MCA 陸上移動通信を行う無線局等の無線設備)

第四十九条の七 MCA 陸上移動通信を行うMCA制御局の無線設備で八五〇 MHz を超え八六〇 MHz 以下、九〇五 MHz を超え九一五 MHz 以下の周波数の電波を送信するもの、MCA 陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局 (MCA 陸上移動通信を行うMCA制御局の無線設備の試験又は調整をするための通信を行う無線局をいう。以下同じ。)(MCA 制御局と送信装置を共用するものに限る。)の無線設備で八五〇 MHz を超え八六〇 MHz 以下の周波数の電波を送信するもの又はMCA 陸上移動通信を行う陸上移動局、指令局若しくはMCA 陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局 (MCA 制御局と送信装置を共用するものを除く。)の無線設備で九〇五 MHz を超え

九四〇MHz以下の周波数の電波を送信するものは、次の各号の条件に適合するものでなければならない。ただし、総務大臣が次の各号の条件を適用することが困難又は不合理と認める無線設備であつて、別に告示する技術的条件に適合するものについては、この限りでない。

一 送信装置の条件

イ (略)

ロ 陸上移動局、指令局又はMCA陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局(MCA制御局と送信装置を共用するものを除く。)の送信装置

(1)・(2) (略)

(3) 送信する電波の周波数は、受信する電波の周波数より八〇MHz高いものが自動的に選択されること。

(4) (略)

二次の条件に適合する制御装置を装置していること。

イ (同上)

ロ 陸上移動局、指令局又はMCA陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局(MCA制御局と制御装置を共用するものを除く。)の制御装置

(1)・(2) (同上)

(3) 〇・三二ミリボルトから一ミリボルトまでの範囲で任意に設定された値以上の受信機入力電圧が加えられたとき、空中線電力が自動的に一ワット以下に低下すること(九三〇MHzを超え九四〇MHz以下の周波数の電波を送信する陸上移動局の制御装置の場合に限る。)

(4)・(8) (同上)

九一五MHz以下の周波数の電波を送信するものは、次の各号の条件に適合するものでなければならない。ただし、総務大臣が次の各号の条件を適用することが困難又は不合理と認める無線設備であつて、別に告示する技術的条件に適合するものについては、この限りでない。

一 (同上)

イ (同上)

ロ (略)

(1)・(2) (同上)

(3) 送信する電波の周波数は、受信する電波の周波数より五五MHz高いものが自動的に選択されること。

(4) (同上)

二次の条件に適合する制御装置を装置していること。

イ (同上)

ロ 陸上移動局、指令局又はMCA陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局(MCA制御局と制御装置を共用するものを除く。)の制御装置

(1)・(2) (同上)

(3) 〇・三二ミリボルトから一ミリボルトまでの範囲で任意に設定された値以上の受信機入力電圧が加えられたとき、空中線電力が自動的に一ワット以下に低下すること(九〇五MHzを超え九一五MHz以下の周波数の電波を送信する陸上移動局の制御装置の場合に限る。)

(4)・(8) (同上)

(デジタルMCA陸上移動通信を行う無線局等の無線設備)

第四十九条の七の二 デジタルMCA陸上移動通信を行うデジタルMCA制御局の無線設備で一、四五三MHzを超え一、四七七MHz以下若しくは一、五〇一MHzを超え一、五二五MHz以下の周波数の電波を送信するもの、デジタルMCA陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局(デジタルMCA制御局の無線設備の試験又は調整をすための通信を行う無線局をいう。以下同じ。)(デジタルMCA制御局と送信装置を共用するものに限る。)の無線設備で一、五〇一MHzを超え一、五二五MHz以下の周波数の電波を送信するもの又はデジタルMCA陸上移動通信を行う陸上移動局、デジタル指令局若しくはデジタルMCA陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局(デジタルMCA制御局と送信装置を共用するものを除く。)の無線設備で一、四五三MHzを超え一、四七七MHz以下の周波数の電波を送信するものは、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

一 送信装置の条件

イ 通信方式は、デジタルMCA制御局から陸上移動局又はデジタル指令局へ送信を行う場合にあつては時分割多重方式、陸上移動局又はデジタル指令局からデジタルMCA制御局へ送信を行う場合にあつては時分割多元接続方式であること。ただし、時分割多重方式における多重する数及び時分割多元接続方式における一の搬送波当たりのチャネルの数は、別に総務大臣が告示するところによるものであること。

ロ 変調方式は、マルチサブキャリア一六値直交振幅変調(サブキャリア数は四とする)であること。ただし、データ伝送のための通信を行う場合にあつては、マルチサブキャリア四相位相変調又はマルチサブキャリア六四値直交振幅変調(サブキャリア

ア数は、それぞれ四とする。)とすることができる。

ハ 変調の際に、送信側に五〇パーセントロールオフの帯域制限を行うものであること。この場合において、ロールオフ率は〇・二とする。

ニ 隣接チャネル漏えい電力は、変調信号の送信速度と同じ送信速度の標準符号化試験信号により変調した場合において、搬送波の周波数から二五kHz離れた周波数の(±)九MHzの帯域内に輻射される電力が搬送波電力より四五デシベル以上低い値であること。

ホ 通信中における搬送波を送信していないときの漏えい電力は、搬送波を送信している時の平均電力より六〇デシベル以上低い値又は二・五マイクロワット以下の値であること。

ヘ 変調信号は、パルスにより構成されるものであり、その送信速度は、マルチサブキャリア一六値直交振幅変調を使用するものにあつては毎秒六四、〇〇〇ビット、マルチサブキャリア四相位相変調を使用するものにあつては毎秒三二、〇〇〇ビット、マルチサブキャリア六四値直交振幅変調を使用するものにあつては毎秒九六、〇〇〇ビット(許容偏差は、それぞれ百万分の五とする。)であること。ただし、音声等をパルスに変換した信号に当該信号の誤りを訂正するための信号を加えたものの送信速度は、別に総務大臣が告示するところによるものであること。

ト 陸上移動局、デジタル指令局又はデジタルMCA陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局(デジタルMCA制御局)と送信装置を共用するものを除く。)の送信する電波の周波数は、受信する電波の周波数より四八MHz低いものが自動的に選択されること。

チ 電力増幅器を接続することによって空中線電力を切換えることができるものは、別に告示する条件によつて接続時に電力増幅器を識別し、動作を開始するものであること。

二 次の条件に適合する制御装置を装置していること。

イ デジタルMCA制御局又はデジタルMCA陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局（デジタルMCA制御局と送信装置を共用するものに限る。）の制御装置

(1) 総務大臣が別に告示する条件に適合する記憶装置を備えていること。

(2) 制御信号の伝送方式は、タイムスロットランダムアクセス方式であること。

(3) 通話の接続の方式は、待時式であること。

(4) 通話に使用する電波の周波数を指示した後、当該通話に係る通信の中継を終了するときは、自動的に当該指示に係る周波数の電波により終話信号を送出すること。

(5) 通話に使用する電波の周波数及び通話時間（最大三〇秒とする。）を指示する制御信号の送出を開始してから通話時間経過後三秒以内に、自動的に当該指示に係る周波数の電波により終話信号を送出すること。

ロ 陸上移動局、デジタル指令局又はデジタルMCA陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局（デジタルMCA制御局と送信装置を共用するものを除く。）の制御装置

(1) イ(2)の条件に適合すること。

(2) 総務大臣が別に告示する値以上の受信機入力電圧が加えられたとき、空中線電力が必要最小限となるよう自動的に制御する機能を有すること。

- (3) 使用する電波の周波数は、制御信号により指示されたものが自動的に選択されること。
- (4) 通話に使用する電波の周波数及び通話時間を指示する制御信号を受信した後指示された通話時間以内に、自動的に当該指示に係る周波数の電波の発射を停止し、かつ、受信する電波の周波数が制御信号の送信に使用する電波の周波数に自動的に切り替わること(陸上移動局及びデジタル指令局の制御装置の場合に限る。)
- (5) 通話に使用する電波の受信信号の劣化を検出したとき又は終話信号を受信したときに、自動的に電波の発射を停止し、かつ、受信する電波の周波数が制御信号の送信に使用する電波の周波数に自動的に切り替わること(陸上移動局及びデジタル指令局の制御装置の場合に限る。)
- (6) 無線設備の故障により電波の発射が継続的に行われるときは、その時間が六〇〇秒になる前に、自動的にその発射を停止すること(陸上移動局及びデジタル指令局の制御装置の場合に限る。)
- (7) 総務大臣が別に告示する条件に適合する記憶装置を備え付けていること。

第四十九条の七の三 デジタルMCA陸上移動通信を行うデジタルMCA制御局の無線設備で八五〇MHzを超え八六〇MHz以下若しくは九三〇MHzを超え九四〇MHz以下の周波数の電波を送信するもの、デジタルMCA陸上移動通信の試験のための通信等を行う無線局（デジタルMCA制御局の無線設備の試験又は調整をするための通信を行う無線局をいう。以下同じ。）（デジタルMCA制御局と送信装置を共用するものに限る。）の無線設備で八五〇MHzを超え八六〇MHz以下の周波数の電波を送信するもの又はデジタルMCA陸上移動通信を行う陸上移動局、デジタル指令局若しくはデジタルMCA陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局（デジタルMCA制御局と送信装置を共用するものを除く。）の無線設備で九三〇MHzを超え九四〇MHz以下の周波数の電波を送信するものは、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

一 送信装置の条件

イ〜へ（略）

ト 陸上移動局、デジタル指令局又はデジタルMCA陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局（デジタルMCA制御局と送信装置を共用するものを除く。）の送信する電波の周波数は、受信する電波の周波数より八〇MHz高いものが自動的に選択されること。

二（略）

（構内無線局の無線設備）

第四十九条の九 構内無線局の無線設備は、次の各号の区別に従い、それぞれに掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 九一六・七MHz以上九二〇・九MHz以下の周波数の電波を使用す

第四十九条の七の三 デジタルMCA陸上移動通信を行うデジタルMCA制御局の無線設備で八三六MHzを超え八三八MHz以下、八五〇MHzを超え八六〇MHz以下、八九一MHzを超え八九三MHz以下若しくは九〇五MHzを超え九一五MHz以下の周波数の電波を送信するもの、デジタルMCA陸上移動通信の試験のための通信等を行う無線局（デジタルMCA制御局と送信装置を共用するものに限る。）の無線設備で八三六MHzを超え八三八MHz以下、八五〇MHzを超え八六〇MHz以下若しくは八九一MHzを超え八九三MHz以下の周波数の電波を送信するもの又はデジタルMCA陸上移動通信を行う陸上移動局、デジタル指令局若しくはデジタルMCA陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局（デジタルMCA制御局と送信装置を共用するものを除く。）の無線設備で八九一MHzを超え八九三MHz以下若しくは九〇五MHzを超え九一五MHz以下の周波数の電波を送信するものは、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

一（同上）

イ〜へ（同上）

ト 陸上移動局、デジタル指令局又はデジタルMCA陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局（デジタルMCA制御局と送信装置を共用するものを除く。）の送信する電波の周波数は、受信する電波の周波数より五五MHz高いものが自動的に選択されること。

二（同上）

（構内無線局の無線設備）

第四十九条の九（同上）

一 九五二MHzを超え九五六・四MHz以下の周波数の電波を使用する

るもの

イ・ロ (略)

ハ 無線チャネルは、単位チャネル(中心周波数が、九一六・八MHz以上九二〇・八MHz以下の周波数のうち九一六・八MHz、九一八MHz、九一九・二MHz、九二〇・四MHz、九二〇・六MHz又は九二〇・六MHzに整数倍を加えたものであつて、帯域幅が二〇〇kHzのチャネルをいう。ハ及びへ並びに別表第二号第8及び別表第三号24(1)において同じ。)を使用するものであること。ただし、九二〇・六MHz又は九二〇・六MHzに整数倍を加えたものにあつては、単位チャネルを二又は二以上同時に使用するものであること。

ニト (略)

二・三 (略)

(特定小電力無線局の無線設備)

第四十九条の十四 特定小電力無線局の無線設備は、次の各号の区別に従い、それぞれに掲げる条件に適合するものでなければならぬ。

一 七三・六MHzを超え一、二六〇MHz以下(一四二・九三MHzを超え一四二・九九MHz以下、三二二MHzを超え三二五・二五MHz以下、四〇二MHzを超え四〇五MHz以下、四三三・六七MHzを超え四三四・一七MHz以下及び九一五・九MHz以上九二九・七MHz以下を除く。)の周波数の電波を使用するもの

イくへ (略)

二五 (略)

六 九一六・七MHz以上九二三・五MHz以下の周波数の電波を使用するもの

もの

イ・ロ (同上)

ハ 無線チャネルは、単位チャネル(中心周波数が、九五二・二MHz以上九五六・二MHz以下の周波数のうち九五二・二MHz又は九五二・二MHzに二〇〇kHzの整数倍を加えたものであつて、帯域幅が二〇〇kHzのチャネルをいう。へ並びに別表第二号第8及び別表第三号24(1)において同じ。)を一又は二以上同時に使用するものであること。

ニト (同上)

二・三 (同上)

(特定小電力無線局の無線設備)

第四十九条の十四 (同上)

一 七三・六MHzを超え一、二六〇MHz以下(一四二・九三MHzを超え一四二・九九MHz以下、三二二MHzを超え三二五・二五MHz以下、四〇二MHzを超え四〇五MHz以下、四三三・六七MHzを超え四三四・一七MHz以下及び九五〇MHzを超え九五六MHz以下を除く。)の周波数の電波を使用するもの

イくへ (同上)

二五 (同上)

六 九五二MHzを超え九五七・六MHz以下の周波数の電波を使用するもの



るもの(移動体識別用のものに限る。)

イ (略)

ロ 送信空中線は、その絶対利得が三デシベル以下であること。ただし、等価等方輻射電力が絶対利得三デシベルの空中線に○・二五ワットの空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を送信空中線の利得で補うことができるものとする。

ハ 無線チャネルは、単位チャネル(中心周波数が九一六・八MHz以上九二三・四MHz以下の周波数のうち九一六・八MHz、九一八MHz若しくは九一九・二MHz又は九二〇・四MHz)に二〇〇kHzの整数倍を加えたものであつて、帯域幅が二〇〇kHzのチャネルをいう。へ及び別表第三号24(2)において同じ。)を使用するもの(同時使用可能な最大チャネル数は、五とする。)であること。

ニ (略)

ホ 無線チャネルの両端における電力は、(一)五デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。へ並びに第六号及び第七号において同じ。)以下であること。

へ 無線チャネルに隣接する単位チャネルにおける送信装置の隣接チャネル漏えい電力は、(四)デシベル以下であること。

ト (略)

七 九二〇・五MHz以上九二八・一MHz以下の周波数の電波を使用するもの(前号に規定するものを除く。)

イ (略)

ロ 送信空中線は、その絶対利得が三デシベル以下であること。ただし、等価等方輻射電力が絶対利得三デシベルの空中線に

もの(移動体識別用のものに限る。)

イ (同上)

ロ 送信空中線は、その絶対利得が三デシベル以下であること。ただし、等価等方輻射電力が絶対利得三デシベルの空中線に○・〇一ワットの空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を送信空中線の利得で補うことができるものとする。

ハ 無線チャネルは、単位チャネル(中心周波数が、九五二・二MHz以上九五七・四MHz以下の周波数のうち九五二・二MHz又は九五二・二MHzに二〇〇kHzの整数倍を加えたものであつて、帯域幅が二〇〇kHzのチャネルをいう。へ及び別表第三号24(2)において同じ。)を使用するもの(同時使用可能な最大チャネル数は、五とする。)であること。

ニ (同上)

ホ 無線チャネルの両端における電力は、(一)一〇デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。へ並びに第六号及び第七号において同じ。)以下であること。

へ 無線チャネルに隣接する単位チャネルにおける送信装置の隣接チャネル漏えい電力は、(二)一八デシベル以下であること。

ト (同上)

七 九五四MHzを超え九五七・六MHz以下の周波数の電波を使用するもの(前号に規定するものを除く。)

イ (同上)

ロ 送信空中線は、その絶対利得が三デシベル以下であること。ただし、等価等方輻射電力が絶対利得三デシベルの空中線に

○・○ニワットの空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を送信空中線の利得で補うことができるものとする。

ハ 無線チャンネルは、単位チャンネル(中心周波数が、 $920.6\text{MHz}$ 以上 $928\text{MHz}$ 以下の周波数のうち $920.6\text{MHz}$ に $200\text{kHz}$ の整数倍を加えたものであつて、帯域幅が $200\text{kHz}$ のチャンネルをいう。ホ)において同じ。)を使用するもの(同時使用可能な最大チャンネル数は、五とする。)であること。

ニ (略)

ホ 無線チャンネルに隣接する単位チャンネルにおける送信装置の隣接チャンネル漏えい電力は、 $(2)15\text{dB}$ 以下であること。

八  $915.9\text{MHz}$ 以上 $929.7\text{MHz}$ 以下の周波数の電波を使用するもの(前二号に規定するものを除く。)

イ・ロ (略)

ハ 無線チャンネルは、単位チャンネル(中心周波数が、 $916\text{MHz}$ 以上 $928\text{MHz}$ 以下の周波数にあつては、 $916\text{MHz}$ に $200\text{kHz}$ の整数倍を加えたものであつて、帯域幅が $200\text{kHz}$ のチャンネルを、 $928.15\text{MHz}$ 以上 $929.65\text{MHz}$ 以下の周波数にあつては、 $928.15\text{MHz}$ に $200\text{kHz}$ の整数倍を加えたものであつて、帯域幅が $200\text{kHz}$ のチャンネルをいう。ホ)及び別表第三号25において同じ。)を使用するもの(同時使用可能な最大チャンネル数は、五とする。)であること。

ニ (略)

○・○一ワットの空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を送信空中線の利得で補うことができるものとする。

ハ 無線チャンネルは、単位チャンネル(中心周波数が、 $954.2\text{MHz}$ 以上 $957.4\text{MHz}$ 以下の周波数のうち $954.2\text{MHz}$ 又は $954.2\text{MHz}$ に $200\text{kHz}$ の整数倍を加えたものであつて、帯域幅が $200\text{kHz}$ のチャンネルをいう。ヘ)において同じ。)を使用するもの(同時使用可能な最大チャンネル数は、五とする。)であること。

ニ (同上)

ホ 無線チャンネルの両端における電力は、 $(2)10\text{dB}$ 以下であること。

ヘ 無線チャンネルに隣接する単位チャンネルにおける送信装置の隣接チャンネル漏えい電力は、 $(2)18\text{dB}$ 以下であること。

八  $950.8\text{MHz}$ を超え $957.6\text{MHz}$ 以下の周波数の電波を使用するもの(前二号に規定するものを除く。)

イ・ロ (同上)

ハ 無線チャンネルは、単位チャンネル(中心周波数が、 $951\text{MHz}$ 以上 $957.4\text{MHz}$ 以下の周波数のうち $951\text{MHz}$ 又は $951\text{MHz}$ に $200\text{kHz}$ の整数倍を加えたものであつて、帯域幅が $200\text{kHz}$ のチャンネルをいう。ヘ)及び別表第三号25において同じ。)を使用するもの(同時使用可能な最大チャンネル数は、五とする。)であること。

ニ (同上)

ホ 無線チャネルに隣接する単位チャネルにおける送信装置の隣接チャネル漏えい電力は、(一)二六デシベル以下であること。

九十三 (略)

(道路交通情報通信を行う無線局の無線設備)

第四十九条の二十二 道路交通情報通信を行う無線局(二・五GHz帯の周波数の電波を使用し、道路交通に関する情報を送信する特別業務の局をいう。以下同じ。)の無線設備は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

一六 (略)

第四節の十九の二 七〇〇MHz帯高度道路交通システムの無線局の無線設備

第四十九条の二十二の二 七〇〇MHz帯高度道路交通システムの無線局の無線設備は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

- 一 通信方式は、同報通信方式、単向通信方式又は単信方式であること。
- 二 一の筐体に収められており、かつ、容易に開けることができないこと。ただし、電源設備及び空中線系については、この限りでない。
- 三 変調方式は、直交周波数分割多重方式であること。
- 四 信号送速度は、毎秒五メガビット以上であること。

ホ 無線チャネルの両端における電力は、(一)二〇デシベル以下であること。

ヘ (同上)

九十三 (同上)

(道路交通情報通信を行う無線局の無線設備)

第四十九条の二十二 道路交通情報通信を行う無線局の無線設備で、二・五GHz帯の周波数の電波を送信するものは、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

一六 (同上)

- 五 使用する周波数帯における空中線電力は、任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が一〇ミリワット以下であること。
- 2 七〇〇MHz帯高度道路交通システムの基地局の無線設備は、前項に規定する条件のほか、次の各号の条件に適合するものでなければならぬ。
  - 一 送信空中線は、その絶対利得が〇デシベル以下であること。ただし、等価等方輻射電力が絶対利得〇デシベルの送信機空中線に前項第五号に規定するうち最大の空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を一三デシベルまで送信空中線の利得で補うことができる。
  - 二 電波を発射する場合には、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合するものであること。
- 3 七〇〇MHz帯高度道路交通システムの陸上移動局の無線設備は、第一項に規定する条件のほか、次の各号の条件に適合するものでなければならぬ。
  - 一 送信空中線は、その絶対利得が〇デシベル以下であること。ただし、等価等方輻射電力が絶対利得〇デシベルの送信機空中線に第一項第五号に規定するうち最大の空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を五デシベルまで送信空中線の利得で補うことができる。
  - 二 総務大臣が別に告示する技術的条件に適合するキャリアセンスを備え付けていること。
  - 三 電波を発射する場合には、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合するものであること。

(簡易無線局の無線設備)

(簡易無線局の無線設備)

第五十四条 簡易無線局の無線設備は、次の各号の区別に従い、それぞれに掲げる条件に適合するものでなければならない。

一～四 (略)

五 九二〇・五MHz以上九二三・五MHz以下の周波数の電波を使用するもの

イ (略)

ロ 送信空中線は、その絶対利得が三デシベル以下であること。ただし、等価等方輻射電力が絶対利得三デシベルの送信空中線に〇・二五ワットの空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を送信空中線の利得で補うことができるものとする。

ハ 無線チャンネルは、単位チャンネル(中心周波数が、九二〇・六MHz以上九二三・四MHz以下の周波数のうち九二〇・六MHzに二〇〇kHzの整数倍を加えたものであつて、帯域幅が二〇〇kHzのチャンネルをいう。ホ並びに別表第二号第56及び別表第三号24(3)において同じ。)を一又は二以上同時に使用するもの(同時使用可能な最大チャンネル数は、五とする。)であること。

ニ (略)

ホ 無線チャンネルに隣接する単位チャンネルにおける送信装置の隣接チャンネル漏えい電力は、(一)五デシベル以下であること。

ヘ 応答のための装置からの電波を受信できること。

六 (略)

第五十四条 (同上)

一～四 (同上)

五 九五〇MHz帯の周波数の電波を使用するもの

イ (同上)

ロ 送信空中線は、その絶対利得が三デシベル以下であること。ただし、等価等方輻射電力が絶対利得三デシベルの送信空中線に二五〇ミリワットの空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を送信空中線の利得で補うことができるものとする。

ハ 無線チャンネルは、単位チャンネル(中心周波数が、九五二・二MHz以上九五六・二MHz以下の周波数のうち九五二・二MHz又は九五二・二MHzに二〇〇kHzの整数倍を加えたものであつて、帯域幅が二〇〇kHzのチャンネルをいう。ヘ並びに別表第二号第56及び別表第三号24(3)において同じ。)を一又は二以上同時に使用するものであること。

ニ (同上)

ホ 無線チャンネルの両端における電力は、四デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。ヘにおいて同じ。)以下であること。

ヘ (同上)

ト (同上)

六 (同上)

(送信装置の条件)

第五十七条の三 F一B電波、F一C電波、F一D電波、F一E電波、F一F電波、F一N電波、F一X電波、G一B電波、G一C電波、G一D電波、G一E電波、G一F電波、G一N電波又はG一X電波五四MHzを超え九六〇MHz以下又は一、二一五MHzを超え二、六九〇MHz以下を使用する固定局、陸上移動業務の無線局及び携帯移動業務の無線局の無線設備の送信装置は、次の各号に定める条件に適合するものでなければならぬ。ただし、時分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、MCA陸上移動通信を行う無線局及びMCA陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局、デジタルMCA陸上移

(送信装置の条件)

第五十七条の三 F一B電波、F一C電波、F一D電波、F一E電波、F一F電波、F一N電波、F一X電波、G一B電波、G一C電波、G一D電波、G一E電波、G一F電波、G一N電波又はG一X電波五四MHzを超え九六〇MHz以下又は一、二一五MHzを超え二、六九〇MHz以下を使用する固定局、陸上移動業務の無線局及び携帯移動業務の無線局の無線設備の送信装置は、次の各号に定める条件に適合するものでなければならぬ。ただし、時分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、**八五〇MHzを超え九一五MHz以下の周波数の電波を使用する**MCA陸上移動通信を行う無線局及びMCA陸上移動通信設備の試

動通信を行う無線局及びデジタルMCA陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局、コードレス電話の無線局、時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局、P H Sの陸上移動局、P H Sの基地局、P H Sの基地局と陸上移動局との間の通信を中継する無線局及びP H Sの通信設備の試験のための通信等を行う無線局、特定小電力無線局、デジタル空港無線通信を行う無線局及びデジタル空港無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、デジタル特定ラジオマイクの陸上移動局、小電力セキュリティシステムの無線局、小電力データ通信システムの無線局、直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局及び直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局及び時分割・周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局、次条に規定する無線局及び簡易無線局並びに総務大臣が次の各号の条件を適用することが困難又は不合理と認めて別に告示する無線局の送信装置については、この限りでない。

一〇三 (略)

験のための通信等を行う無線局、八三六MHzを超え九一五MHz以下又は一、四五三MHzを超え一、五二五MHz以下の周波数の電波を使用するデジタルMCA陸上移動通信を行う無線局及びデジタルMCA陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局、コードレス電話の無線局、時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局、P H Sの陸上移動局、P H Sの基地局、P H Sの基地局と陸上移動局との間の通信を中継する無線局及びP H Sの通信設備の試験のための通信等を行う無線局、特定小電力無線局、デジタル空港無線通信を行う無線局及びデジタル空港無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、小電力セキュリティシステムの無線局、小電力データ通信システムの無線局、直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局及び直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局、次条に規定する無線局及び簡易無線局並びに総務大臣が次の各号の条件を適用することが困難又は不合理と認めて別に告示する無線局の送信装置については、この限りでない。

一〇三 (同上)

第五十八条 F二A電波、F二B電波、F二C電波、F二D電波、F二N電波、F二X電波、F三C電波又はF三E電波を使用する無線局の無線設備の送信装置は、次の各号に定める条件に適合するものでなければならぬ。ただし、航空移動業務の無線局（無線通信規則付録第十八号の表に掲げる周波数の電波を使用する航空機局を除く。）、放送局、放送中継を行う無線局、MCA陸上移動通信を行う無線局及びMCA陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局、特定ラジオマイクの陸上移動局、コードレス電話の無線局、特定小電力無線局、小電力セキュリティシステムの無線局、小電力データ通信システムの無線局、実験試験局、簡易無線局、アマチュア局、構内無線局、四〇三・三MHz以上四〇五・七MHz以下の周波数の電波を使用する気象援助局（ラジオゾンデのものに限る。）並びに総務大臣が次の各号の条件を適用することが困難又は不合理と認めて別に告示する無線局の送信装置については、この限りでない。

一〜五 (略)

別表第一号 (第5条関係)

周波数の許容偏差の表

周波数帯	無線局	周波数の許容偏差 (Hz 又は kHz を付したものを除き、百万分率)
1〜6 (略)	(略)	(略)
7 470MHz を超え 2,450MHz 以	1 (略)	(略)

第五十八条 F二A電波、F二B電波、F二C電波、F二D電波、F二N電波、F二X電波、F三C電波又はF三E電波を使用する無線局の無線設備の送信装置は、次の各号に定める条件に適合するものでなければならぬ。ただし、航空移動業務の無線局（無線通信規則付録第十八号の表に掲げる周波数の電波を使用する航空機局を除く。）、放送局、放送中継を行う無線局、**八五〇MHzを超え九一五MHz以下の周波数の電波を使用する**MCA陸上移動通信を行う無線局及びMCA陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局、特定ラジオマイクの陸上移動局、コードレス電話の無線局、特定小電力無線局、小電力セキュリティシステムの無線局、小電力データ通信システムの無線局、実験試験局、簡易無線局、アマチュア局、構内無線局、四〇三・三MHz以上四〇五・七MHz以下の周波数の電波を使用する気象援助局（ラジオゾンデのものに限る。）並びに総務大臣が次の各号の条件を適用することが困難又は不合理と認めて別に告示する無線局の送信装置については、この限りでない。

一〜五 (同上)

別表第一号 (第5条関係)

周波数の許容偏差の表

周波数帯	無線局	周波数の許容偏差 (Hz 又は kHz を付したものを除き、百万分率)
1〜6 (同上)	(同上)	(同上)
7 470MHz を超え 2,450MHz 以	1 (同上)	(同上)



下			
<p>2 陸上局及び移動局(3から6までに掲げるものを除く。注20、31、34、35、37、38)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>3 簡易無線局(注35)</p> <p>4 特定小電力無線局(注36)</p> <p>5 デジタルコーブレス電話の無線局</p> <p>6 小電力データ通信システムの無線局</p> <p>7 無線測位局(注29)</p> <p>(1) 地上DME及び地上タカンの送信設備</p> <p>(2) 地上DME及び</p>	<p>(略)</p> <p>3</p> <p>4</p> <p>3</p> <p>50</p> <p>20</p> <p>100kHz</p>		
下	<p>2 陸上局及び移動局(注20、31、34、35、37、38)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>3 無線測位局(注29)</p> <p>(1) 地上DME及び地上タカンの送信設備</p> <p>(2) 地上DME及び地上タカンの送信設備</p> <p>(3) SSRの送信設備</p> <p>ア モードS機能を有するもの</p> <p>イ その他</p> <p>(4) ATCトランス</p>	<p>(略)</p> <p>20</p> <p>100kHz</p> <p>10kHz</p> <p>200kHz</p>	

<u>び機上タカンの送信設備</u>		<u>スポンダの送信設備</u>	
<u>(3) SSR の送信設備</u>		<u>ア モード S 機能を有するもの</u>	<u>1,000kHz</u>
<u>ア モード S 機能を有するもの</u>	<u>10kHz</u>	<u>イ その他</u>	<u>3,000kHz</u>
<u>イ その他</u>	<u>200kHz</u>	<u>(5) 質問信号送信設備</u>	<u>10kHz</u>
<u>(4) ATC トランスポンダの送信設備</u>		<u>(6) 基準信号送信設備及びスポンダ</u>	<u>1,000kHz</u>
<u>ア モード S 機能を有するもの</u>	<u>1,000kHz</u>	<u>(7) その他の無線測位局</u>	<u>500</u>
<u>イ その他</u>	<u>3,000kHz</u>	<u>4 地上基幹放送局 (注 21、49)</u>	
<u>(5) 質問信号送信設備</u>	<u>10kHz</u>	<u>(1) テレビジョン放送のうちデジタル放送を行う地上基幹放送局</u>	<u>1Hz</u>
<u>(6) 基準信号送信設備</u>	<u>1,000kHz</u>	<u>(2) その他の地上基幹</u>	<u>500Hz</u>

8・9 (略)	(略)	(略)	<u>び</u> <u>ノ</u> <u>ソ</u> <u>ト</u> <u>ラ</u> <u>ソ</u> <u>ス</u> <u>ホ</u> <u>ソ</u> <u>ン</u> <u>ダ</u> <u>(7)</u> <u>そ</u> <u>の</u> <u>他</u> <u>の</u> <u>無</u> <u>線</u> <u>測</u> <u>位</u> <u>局</u> <u>8</u> <u>地</u> <u>上</u> <u>基</u> <u>幹</u> <u>放</u> <u>送</u> <u>局</u> (注21、49) <u>(1)</u> <u>テ</u> <u>レ</u> <u>ビ</u> <u>ジ</u> <u>ョ</u> <u>ン</u> <u>放</u> <u>送</u> <u>の</u> <u>う</u> <u>ち</u> <u>デ</u> <u>ジ</u> <u>タ</u> <u>ル</u> <u>放</u> <u>送</u> <u>を</u> <u>行</u> <u>う</u> <u>地</u> <u>上</u> <u>基</u> <u>幹</u> <u>放</u> <u>送</u> <u>局</u> <u>(2)</u> <u>そ</u> <u>の</u> <u>他</u> <u>の</u> <u>地</u> <u>上</u> <u>基</u> <u>幹</u> <u>放</u> <u>送</u> <u>局</u> <u>9</u> <u>ア</u> <u>マ</u> <u>チ</u> <u>ユ</u> <u>ア</u> <u>局</u> <u>10</u> <u>地</u> <u>球</u> <u>局</u> <u>及</u> <u>び</u> <u>宇</u> <u>宙</u> <u>局</u> (注32、33、 <u>40)</u> <u>20</u>
注 1～30 (略)	(略)	(略)	

31 次に掲げる固定局、陸上局及び移動局の送信設備に使用する電波の周波数許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

- (1) 携帯無線通信を行う無線局の送信設備に使用するもの  
ア～エ (略)

8・9 (同上)	(同上)	(同上)	<u>放</u> <u>送</u> <u>局</u> <u>5</u> <u>ア</u> <u>マ</u> <u>チ</u> <u>ユ</u> <u>ア</u> <u>局</u> <u>6</u> <u>簡</u> <u>易</u> <u>無</u> <u>線</u> <u>局</u> <u>7</u> <u>地</u> <u>球</u> <u>局</u> <u>及</u> <u>び</u> <u>宇</u> <u>宙</u> <u>局</u> (注32、33、 <u>40)</u> <u>8</u> <u>特</u> <u>定</u> <u>小</u> <u>電</u> <u>力</u> <u>無</u> <u>線</u> <u>局</u> (注36) <u>9</u> <u>デ</u> <u>ジ</u> <u>タ</u> <u>ル</u> <u>コ</u> <u>ー</u> <u>ド</u> <u>レ</u> <u>ス</u> <u>電</u> <u>話</u> <u>の</u> <u>無</u> <u>線</u> <u>局</u> <u>10</u> <u>小</u> <u>電</u> <u>力</u> <u>デ</u> <u>ー</u> <u>タ</u> <u>通</u> <u>信</u> <u>シ</u> <u>ス</u> <u>テ</u> <u>ム</u> <u>の</u> <u>無</u> <u>線</u> <u>局</u> <u>4</u> <u>3</u> <u>20</u> <u>3</u> <u>50</u>
注 1～30 (同上)	(同上)	(同上)	

31 (同上)

- (1) (同上)  
ア～エ (同上)

オ 815MHz を超え 845MHz 以下, 860MHz を超え 915MHz 以下、又は 915MHz を超え 960MHz 以下の周波数の電波を使用する符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局

(イ)・(イ) (略)

カ～サ (略)

- (2) 850MHz を超え 940MHz 以下の周波数の電波を使用する次に掲げるもの  
ア～エ (略)

(3) (略)

オ 815MHz を超え 850MHz 以下, 860MHz を超え 901MHz 以下、又は 915MHz を超え 940MHz 以下の周波数の電波を使用する符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局

(イ)・(イ) (同上)

カ～サ (同上)

- (2) 836MHz を超え 915MHz 以下の周波数の電波を使用する次に掲げるもの  
ア～エ (同上)

(3) (同上)

(4) 1.453 MHz を超え、1.525MHz 以下の周波数の電波を使用する次に掲げるもの

ア デジタルMCA陸上移動通信を行うもの

(イ) デジタルMCA制御局 0.1 (10<sup>-6</sup>)

(イ) デジタル指令局及び陸上移動局 2 (10<sup>-6</sup>)

イ デジタルMCA陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局

(イ) デジタルMCA制御局と送信設備を共用するもの 0.1 (10<sup>-6</sup>)

(イ) その他のもの 2 (10<sup>-6</sup>)

(5)～(19) (同上)

32・33 (同上)

(4)～(18) (略)

32・33 (略)

34 次に掲げる無線設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、指定周波数帯とすることができるとする。この場合において、当該無線設備に指定する周波数の指定周波数帯は、総務大臣が別に告示する。

(1) 2.425MHz を超え 2.475MHz 以下の周波数の電波を使用する構内無線局の無線設備

(2) 312MHz を超え 312.25MHz 以下、402MHz を超え 405MHz 以下、433.67MHz を超え 434.17MHz 以下、2.400MHz 以上 2.483.5MHz 以下、10.5GHz を超え 10.55GHz 以下、24.05GHz を超え 24.25GHz 以下、57GHz を超え 66GHz 以下又は 76GHz を超え 77GHz 以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の無線設備

(3) 超広帯域無線システムの無線局の無線設備

(4) 80GHz 帯の周波数の電波を使用する陸上移動局の無線設備

35 916.7MHz 以上 920.9MHz 以下の周波数の電波を使用する構内無線局及び 920.5MHz 以上 923.5MHz 以下の周波数の電波を使用する簡易無線局の無線設備

36～52 (略)

別表第二号 (第6条関係)

第1～第17 (略)

34 (同上)

(1) 952MHz を超え 956.4MHz 以下又は 2.425MHz を超え 2.475MHz 以下の周波数の電波を使用する構内無線局の無線設備

(2) 312MHz を超え 315.25MHz 以下、402MHz を超え 405MHz 以下、433.67MHz を超え 434.17MHz 以下、952MHz を超え 957.6MHz 以下(移動体識別用に限る。)、2.400MHz 以上 2.483.5MHz 以下、10.5GHz を超え 10.55GHz 以下、24.05GHz を超え 24.25GHz 以下、57GHz を超え 66GHz 以下又は 76GHz を超え 77GHz 以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の無線設備

(3) (同上)

(4) 952MHz を超え 956.4MHz 以下の周波数の電波を使用する簡易無線局の無線設備

(5) 80GHz 帯の周波数の電波を使用する陸上移動局の無線設備

35 削除

36～52 (同上)

別表第二号 (第6条関係)

第1～第17 (同上)

第 8 916.7MHz 以上 920.9MHz 以下、1, 215MHz を超え 1, 260MHz 以下又は 2, 425MHz を超え 2, 475MHz 以下の周波数の電波を使用する構内無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第 1 から第 4 までの規定にかかわらず、次のとおりとする。

- 1 916.7MHz 以上 920.9MHz 以下の周波数の電波を使用する無線設備 200n kHz

注 n は、一の無線チャネルとして同時に使用する単位チャネルの数とする。

2・3 (略)

第 9～第 11 (略)

第 12

- 1 (略)

2 符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備のうち、815MHz を超え 845MHz 以下、860MHz を超え 915MHz 以下又は 915MHz を超え 960MHz 以下の周波数の電波を使用するもの

(1)～(3) (略)

3～6 (略)

第 13～第 15 (略)

第 8 952MHz を超え 956.4MHz 以下、1, 215MHz を超え 1, 260MHz 以下又は 2, 425MHz を超え 2, 475MHz 以下の周波数の電波を使用する構内無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第 1 から第 4 までの規定にかかわらず、次のとおりとする。

- 1 952MHz を超え 956.4MHz 以下の周波数の電波を使用する無線設備 200n kHz

注 (同上)

2・3 (同上)

第 9～第 11 (同上)

第 12

- 1 (同上)

2 符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備のうち、815MHz を超え 850MHz 以下、860MHz を超え 901MHz 以下又は 915MHz を超え 940MHz 以下の周波数の電波を使用するもの

(1)～(3) (同上)

3～6 (同上)

第 13～第 15 (同上)

第 16 デジタルMCA陸上移動通信を行う無線局又はデジタルMC  
A陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局の  
無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第 1 から第 4 までの規  
定にかかわらず、24.3kHzとする。この指定をする場合には、  
電波の型式に冠して表示する。

第 17～第 55 (略)

第 56 920.5MHz 以上 923.5MHz 以下の周波数の電波を使用する簡易  
無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第 1 から第 4 ま  
での規定にかかわらず、200kHzとする。

注 n は、一の無線チャネルとして同時に使用する単位チャネル  
の数とする。

第 57～60 (略)

第 61 700MHz 帯高度道路交通システムの無線局の無線設備の占有  
周波数帯幅の許容値は、第 1 から第 4 までの規定にかかわらず、  
9 MHz とする。

別表第三号 (第 7 条関係)

1～21 (略)

22 特定ラジオマイクの陸上移動局、デジタル特定ラジオマイクの

第 16 デジタルMCA陸上移動通信を行う無線局又はデジタルMC  
A陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線  
設備の占有周波数帯幅の許容値は、第 1 から第 4 までの規定にか  
かわらず、次のとおり指定する。この指定をする場合には、電波  
の型式に冠して表示する。

1 836MHz を超え 838MHz 以下、850MHz を超え 860MHz 以下、891MHz  
を超え 893MHz 以下若しくは 905MHz を超え 915MHz 以下のもの  
24.3kHz

2 1,453MHz を超え 1,477MHz 以下若しくは 1,501MHz を超え  
1,525MHz 以下のもの  
20kHz

第 17～第 55 (同上)

第 56 952MHz を超え 956.4MHz 以下の周波数の電波を使用する簡易  
無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第 1 から第 4 ま  
での規定にかかわらず、200kHzとする。

注 (同上)

第 57～60 (同上)

別表第三号 (第 7 条関係)

1～21 (同上)

22 特定ラジオマイクの陸上移動局、デジタル特定ラジオマイクの

陸上移動局、コードレス電話の無線局、1,215MHzを超え1,260MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局、73.6MHzを超え1,260MHz以下(312MHzを超え315.25MHz以下、433.67MHzを超え434.17MHz以下及び915.9MHz以上、929.7MHz以下を除く。)、10.5GHzを超え10.55GHz以下又は24.05GHzを超え24.25GHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局、小電力セキュリティテイステムの無線局及び道路交通情報通信を行う無線局の送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、2(1)及び18に規定する値にかかわらず、その平均電力が $2.5\mu\text{W}$ 以下である値とする。ただし、特定小電力無線局のうち総務大臣が別に告示するものスプリアス発射又は不要発射の強度の許容値は、2及び18に規定する値にかかわらず、当該告示に定める値とする。

23 (略)

24 916.7MHz以上920.9MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局、916.7MHz以上923.5MHz以下の周波数の電波を使用する移動体識別用の特定小電力無線局又は920.5MHz以上923.5MHz以下の周波数の電波を使用する簡易無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

- (1) 916.7MHz以上920.9MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局

周波数帯	不要発射の強度の許容値
<u>710MHz以下</u>	任意の100kHzの帯域幅における平均電力が $-36\text{dB}(1\text{mW})$ を $0\text{dB}$ とする。以下この表、(2)及び(3)の表において同じ。)以下

陸上移動局、コードレス電話の無線局、1,215MHzを超え1,260MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局、73.6MHzを超え1,260MHz以下(312MHzを超え315.25MHz以下、433.67MHzを超え434.17MHz以下及び950.8MHzを超え957.6MHz以下を除く。)、10.5GHzを超え10.55GHz以下又は24.05GHzを超え24.25GHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局、小電力セキュリティテイステムの無線局及び道路交通情報通信を行う無線局の送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、2(1)及び18に規定する値にかかわらず、その平均電力が $2.5\mu\text{W}$ 以下である値とする。ただし、特定小電力無線局のうち総務大臣が別に告示するものスプリアス発射又は不要発射の強度の許容値は、2及び18に規定する値にかかわらず、当該告示に定める値とする。

23 (同上)

24 952MHzを超え956.4MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局又は簡易無線局及び952MHzを超え957.6MHz以下の周波数の電波を使用する移動体識別用の特定小電力無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

- (1) 952MHzを超え956.4MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局

周波数帯	不要発射の強度の許容値
<u>715MHz以下</u>	任意の100kHzの帯域幅における平均電力が $-36\text{dB}(1\text{mW})$ を $0\text{dB}$ とする。以下この表並びに(2)及び(3)の表において同じ。)以下



710MHz を超え 900MHz 以下	任意の 1MHz の帯域幅における平均電力 が-58dB 以下の値
900MHz を超え 915MHz 以下	任意の 100kHz の帯域幅における平均電 力が-58dB 以下の値
915MHz を超え 915.7MHz 以下 及び 923.5MHz を超え 930MHz 以下	任意の 100kHz の帯域幅における平均電 力が-39dB 以下の値
915.7MHz を超 え 923.5MHz 以 下(無線チャネ ルの中心周波 数からの離調 が 100(n + 1)kHz 以下を除 く。)(注)	任意の 100kHz の帯域幅における平均電 力が-29dB 以下の値
930MHz を超え 1,000MHz 以下	任意の 100kHz の帯域幅における平均電 力が-58dB 以下の値
1,000MHz を超 え 1,215MHz 以 下	任意の 1MHz の帯域幅における平均電力 が-48dB 以下の値
1,215MHz を超 えるもの	任意の 1MHz の帯域幅における平均電力 が-30dB 以下の値

715MHz を超え 945MHz 以下	任意の 1MHz の帯域幅における平均電力 が-61dB 以下の値
945MHz を超え 950MHz 以下	任意の 100kHz の帯域幅における平均電 力が-61dB 以下の値
950MHz を超え 952MHz 以下	任意の 100kHz の帯域幅における平均電 力が-39dB 以下の値
952MHz を超え 956.4MHz 以下(無 線チャネルの中 心周波数からの 離調が 200 + 100(n-1)kHz 以 下を除く。)(注)	任意の 100kHz の帯域幅における平均電 力が-29dB 以下の値
956.4MHz を超え 958MHz 以下	任意の 100kHz の帯域幅における平均電 力が-39dB 以下の値
958MHz を超え 1,000MHz 以下	任意の 100kHz の帯域幅における平均電 力が-61dB 以下の値
1,000MHz を超え 1,215MHz 以下	任意の 1MHz の帯域幅における平均電力 が-51dB 以下の値
1,215MHz を超え 1,884.5MHz 以下	任意の 1MHz の帯域幅における平均電力 が-30dB 以下の値

注 n は、一の無線チャネルとして同時に使用する単位チャネルの数とする。

(2) 916.7MHz 以上 923.5MHz 以下の周波数の電波を使用する移動体識別用の特定小電力無線局

周波数帯	不要発射の強度の許容値
710MHz 以下	任意の 100kHz の帯域幅における平均電力が -36dB 以下の値
710MHz を超え 900MHz 以下	任意の 1MHz の帯域幅における平均電力が -55dB 以下の値
900MHz を超え 915MHz 以下	任意の 100kHz の帯域幅における平均電力が -55dB 以下の値
915MHz を超え 915.7MHz 以下及び 923.5MHz を超え 930MHz 以下	任意の 100kHz の帯域幅における平均電力が -36dB 以下の値
915.7MHz を超え 923.5MHz 以下(無線チャネル)	任意の 100kHz の帯域幅における平均電力が -29dB 以下の値

1,884.5MHz を超え 1,919.6MHz 以下	任意の 1MHz の帯域幅における平均電力が -61dB 以下の値
1,919.6MHz を超えるもの	任意の 1MHz の帯域幅における平均電力が -30dB 以下の値

注 (同上)

(2) 952MHz を超え 957.6MHz 以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局

周波数帯	不要発射の強度の許容値
715MHz 以下	任意の 100kHz の帯域幅における平均電力が -36dB 以下の値
715MHz を超え 945MHz 以下	任意の 1MHz の帯域幅における平均電力が -61dB 以下の値
945MHz を超え 950MHz 以下	任意の 100kHz の帯域幅における平均電力が -61dB 以下の値
950MHz を超え 958MHz 以下(無線チャネルの中心周波数からの離調が 200 + 100(n - 1) kHz 以下を除く。)(注)	任意の 100kHz の帯域幅における平均電力が -39dB 以下の値
958MHz を超え 1,000MHz 以下	任意の 100kHz の帯域幅における平均電力が -58dB 以下の値

ルの中心周波数からの離調が 100 (n + 1)kHz 以下を除く。(注)	
930MHz を超え 1,000MHz 以下	任意の 100kHz の帯域幅における平均電力が -55dB 以下の値
1,000MHz を超え 1,215MHz 以下	任意の 1MHz の帯域幅における平均電力が -45dB 以下の値
1,215MHz を超えるもの	任意の 1MHz の帯域幅における平均電力が -30dB 以下の値

注 n は、一の無線チャネルとして同時に使用する単位チャネルの数とする。

(3) 920.5MHz 以上 923.5MHz 以下の周波数の電波を使用する簡易無線局

周波数帯	不要発射の強度の許容値
710MHz 以下	任意の 100kHz の帯域幅における平均電力が -36dB 以下の値
710MHz を超え 900MHz 以下	任意の 1MHz の帯域幅における平均電力が -55dB 以下の値
900MHz を超え 915MHz 以下	任意の 100kHz の帯域幅における平均電力が -55dB 以下の値

1,000MHz を超え 1,215MHz 以下	任意の 1MHz の帯域幅における平均電力が -48dB 以下の値
1,215MHz を超え 1,884.5MHz 以下	任意の 1MHz の帯域幅における平均電力が -30dB 以下の値
1,884.5MHz を超え 1,919.6MHz 以下	任意の 1MHz の帯域幅における平均電力が -61dB 以下の値
1,919.6MHz を超えるもの	任意の 1MHz の帯域幅における平均電力が -30dB 以下の値

注 (同上)

(3) 952MHz を超え 956.4MHz 以下の周波数の電波を使用する簡易無線局

周波数帯	不要発射の強度の許容値
715MHz 以下	任意の 100kHz の帯域幅における平均電力が -36dB 以下の値
715MHz を超え 945MHz 以下	任意の 1MHz の帯域幅における平均電力が -61dB 以下の値
945MHz を超え 950MHz 以下	任意の 100kHz の帯域幅における平均電力が -61dB 以下の値

915MHz を超え 920.3MHz 以下	任意の 100kHz の帯域幅における平均電力が-36dB 以下の値
920.3MHz を超え 924.3MHz 以下 (無線チャネルの中心周波数からの離調が(200±100×n)kHz 以下を除く。)(注)	任意の 100kHz の帯域幅における平均電力が-29dB 以下の値
924.3MHz を超え 930MHz 以下	任意の 100kHz の帯域幅における平均電力が-36dB 以下の値
930MHz を超え 1,000MHz 以下	任意の 100kHz の帯域幅における平均電力が-55dB 以下の値
1,000MHz を超え 1,215MHz 以下	任意の 1MHz の帯域幅における平均電力が-45dB 以下の値
1,215MHz を超えるもの	任意の 1MHz の帯域幅における平均電力が-30dB 以下の値

25 915.9MHz 以上 929.7MHz 以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の送信設備(24(2)に掲げるものを除く。)の不要発射の

950MHz を超え 952MHz 以下	任意の 100kHz の帯域幅における平均電力が-39dB 以下の値
952MHz を超え 956.4MHz 以下(無線チャネルの中心周波数からの離調が 200 ± 100(n-1)kHz 以下を除く。)(注)	任意の 100kHz の帯域幅における平均電力が-29dB 以下の値
956.4MHz を超え 958MHz 以下	任意の 100kHz の帯域幅における平均電力が-39dB 以下の値
958MHz を超え 1,000MHz 以下	任意の 100kHz の帯域幅における平均電力が-58dB 以下の値
1,000MHz を超え 1,215MHz 以下	任意の 1MHz の帯域幅における平均電力が-48dB 以下の値
1,215MHz を超え 1,884.5MHz 以下	任意の 1MHz の帯域幅における平均電力が-30dB 以下の値
1,884.5MHz を超え 1,919.6MHz 以下	任意の 1MHz の帯域幅における平均電力が-61dB 以下の値
1,919.6MHz を超えるもの	任意の 1MHz の帯域幅における平均電力が-30dB 以下の値

注 nは、一の無線チャネルとして同時に使用する単位チャネルの数とする。

25 950.8MHz を超え 957.6MHz 以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の送信設備(24(2)に掲げるものを除く。)の不要発射の

強度の許容値は、2 に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

周波数帯	不要発射の強度の許容値
710MHz 以下	任意の 100kHz の帯域幅における平均電力が -36dB (1mW を 0dB とする。以下この表において同じ。) 以下の値
710MHz を超え 900MHz 以下	任意の 1MHz の帯域幅における平均電力が -55dB 以下の値
900MHz を超え 915MHz 以下	任意の 100kHz の帯域幅における平均電力が -55dB 以下の値
915MHz を超え 920.3MHz 以下	任意の 100kHz の帯域幅における平均電力が -36dB 以下の値
920.3MHz を超え 924.3MHz 以下 (無線チャネルの中心周波数からの離調が単位チャネルの幅が 200kHz の場合にあっては 200 + 100 × n kHz 以下を除く。)(注)	任意の 100kHz の帯域幅における平均電力が -36dB 以下の値

の強度の許容値は、2 に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

周波数帯	不要発射の強度の許容値
710MHz 以下	任意の 100kHz の帯域幅における平均電力が -36dB (1mW を 0dB とする。以下この表において同じ。) 以下の値
710MHz を超え 945MHz 以下	任意の 1MHz の帯域幅における平均電力が -55dB 以下の値
945MHz を超え 950MHz 以下	任意の 100kHz の帯域幅における平均電力が -55dB 以下の値
950MHz を超え 958MHz 以下(無線チャネルの中心周波数からの離調が 200 + 100 (n-1) kHz 以下を除く。)(注)	任意の 100kHz の帯域幅における平均電力が -39dB 以下の値
958MHz を超え 1,000MHz 以下	任意の 100kHz の帯域幅における平均電力が -58dB 以下の値

924.3MHz を超え 930MHz 以下(無 線チャネルの中 心周波数からの 離調が単位チャ ネルの幅が 200kHz の場合 にあつては 200 + 100 × n kHz 以 下、単位チャネ ルの幅が 100kHz の場合にあつて は 100 + 50 × n kHz 以下を除 く。)(注)	任意の 100kHz の帯域幅における平均電力が -36dB 以下の値
930MHz を超え 1,000MHz 以下	任意の 100kHz の帯域幅における平均電力が -55dB 以下の値
1,000MHz を超え 1,215MHz 以下	任意の 1MHz の帯域幅における平均電力が -45dB 以下の値
1,215MHz を超えるもの	任意の 1MHz の帯域幅における平均電力が -30dB 以下の値

注 n は、一の無線チャネルとして同時に使用する単位チャネルの数とする。

26～52 (略)

53 700MHz 帯高度道路交通システムの無線局の送信設備の不要放射の強度の許容値は、2 (1) に規定する値にかかわらず、次のと

1,000MHz を超え 1,215MHz 以下	任意の 1MHz の帯域幅における平均電力が -48dB 以下の値
1,215MHz を超え 1,884.5MHz 以下	任意の 1MHz の帯域幅における平均電力が -30dB 以下の値
1,884.5MHz を超え 1,919.6MHz 以下	任意の 1MHz の帯域幅における平均電力が -55dB 以下の値
1,919.6MHz を超えるもの	任意の 1MHz の帯域幅における平均電力が -30dB 以下の値

注 (同上)

26～52 (同上)

おりとする。

(1) 基地局

周波数帯	不要発射の強度の許容値
710MHz 以下	2.5 $\mu$ W 以下
710MHz を超え 750MHz 以下	20nW 以下
750MHz を超え 755MHz 以下	100 $\mu$ W 以下
765MHz を超え 770MHz 以下	100 $\mu$ W 以下
770MHz を超え 810MHz 以下	320pW 以下
810MHz を超え 1GHz 以下	2.5 $\mu$ W 以下
1GHz を超えるもの	2.5 $\mu$ W 以下

(2) 陸上移動局

周波数帯	不要発射の強度の許容値
710MHz 以下	2.5 $\mu$ W 以下
710MHz を超え 750MHz 以下	20nW 以下
750MHz を超え 755MHz 以下	100 $\mu$ W 以下
765MHz を超え 770MHz 以下	100 $\mu$ W 以下

770MHz を超え 810MHz 以下	10mW 以下
810MHz を超え 1GHz 以下	2.5μW 以下
1GHz を超えるも の	2.5μW 以下

54 総務大臣は、特に必要があると認めるときは、1から53までの規定にかかわらず、その値を別に定めることができる。

53 総務大臣は、特に必要があると認めるときは、1から52までの規定にかかわらず、その値を別に定めることができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(携帯無線通信を行う無線局等に係る経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に免許若しくは予備免許を受け、又は免許を申請している、この省令による改正前の設備規則（以下「旧規則」という。）第四十九条の六、第四十九条の六の三、第四十九条の六の四、第四十九条の六の五、第四十九条の六の九又は第四十九条の六の十一に規定する無線局の無線設備の条件については、この省令による改正後の設備規則（以下「新規則」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

2 この省令の施行の際現に受けている旧規則第四十九条の六、第四十九条の六の三、第四十九条の六の四、第四十九条の六の五、第四十九条の六の九又は第四十九条の六の十一に規定する無線局の無線設備に係る法第三十八条の二の二第一項に規定する技術基準適合証明又は法第三十八条の二十四第一項に規定する工事設計認証（以下「技術基準適合証明等」という。）は、この省令の施行後においてもなお効力を有する。

(MCA陸上移動通信を行う無線局等及びデジタルMCA陸上移動通信を行う無線局等に係る経過措置)

第三条 この省令の施行の際現に免許若しくは予備免許を受け、又は免許を申請している、MCA陸上移動通信を行う無線局及びMCA陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びにデジタルMCA陸上移動通信を行う無線局及びデジタルMCA陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備の条件については、新規則の規定にかかわらず、平成三十年三月三十一日（一）、四五五MHzを超え一、



四六五MHz以下の周波数の電波を使用するデジタルMCA陸上移動通信を行う無線局及びデジタルMCA陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局については、平成二十六年三月三十一日）までは、なお従前の例によることができる。

2 総務大臣は、新規則の規定にかかわらず、旧規則の条件に適合するMCA陸上移動通信を行う無線局若しくはMCA陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局又はデジタルMCA陸上移動通信を行う無線局若しくはデジタルMCA陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局の免許を、当該免許の申請がこの省令の施行の日から平成二十四年十二月三十一日（現に一、四五五MHzを超え一、四六五MHz以下の周波数の電波を使用するデジタルMCA陸上移動通信を行う無線局及びデジタルMCA陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局の免許を受けている者が、旧規則第四十九条の七又は第四十九条の七の三に規定する条件に適合する無線設備を使用する無線局の免許等の申請をした場合にあつては、平成二十六年三月三十一日）までの間にあつた場合に限りすることができる。この場合において、当該免許を受けた無線局の無線設備の条件については、前項の規定を準用する。

3 総務大臣は、新規則の規定にかかわらず、旧規則の条件に適合するMCA陸上移動通信を行う無線局若しくはMCA陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局又はデジタルMCA陸上移動通信を行う無線局若しくはデジタルMCA陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局の工事設計の変更の許可を、この省令の施行の日から平成三十年三月三十一日（一、四五五MHzを超え一、四六五MHz以下の周波数の電波を使用するデジタルMCA陸上移動通信を行う無線局及びデジタルMCA陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局については、平成二十六年三月三十一日）までの間に限りすることができる。この場合において、当該許可を受けた無線局の無線設備の条件については、第一項の規定を準用する。

4 この省令の施行の際現に受けているMCA陸上移動通信を行う陸上移動局若しくは指令局の無線設備又は九〇五MHzを超え九一五MHz以下の周波数の電波を使用するデジタルMCA陸上移動通信を行う陸上移動局若しくはデジタル指令局の無線設備に係る技術基準適合証明等は、この省令の施行後においても平成三十年三月三十一日までは、なお効力を有する。

5 この省令の施行の際現に受けている一、四五五MHzを超え一、四六五MHz以下の周波数の電波を使用するデジタルMCA陸上移動通信を行う陸上移動局又はデジタル指令局の無線設備に係る技術基準適合証明等は、この省令の施行後においても平成二十六年三月三十一日までは、なお効力を有する。

6 旧規則の条件に適合するMCA陸上移動通信を行う陸上移動局若しくは指令局又はデジタルMCA陸上移動通信を行う陸上移動局若しくはデジタル指令局の無線設備に係る技術基準適合証明等の求めがこの省令の施行の日から平成二十四年七月二十四日までの間にあつた場合においては、当該技術基準適合証明等の審査は、なお従前の例による。

7 前項の規定により、なお従前の例によることとされる審査を受けた技術基準適合証明等は、この省令の施行後においても平成三十年三月三十一日（一、四五五MHzを超え一、四六五MHz以下の周波数の電波を使用するデジタルMCA陸上移動通信を行う無線局については、平成二十六年三月三十一日）までは、なお効力を有する。

(九五二MHzを超え九五六・四MHz以下の電波を使用する構内無線局及び簡易無線局並びに九五〇・八MHzを超え九五七・六MHz以下の電波を使用する特定小電力無線局に係る経過措置)

第四条 この省令の施行の際現に免許若しくは予備免許若しくは登録(以下この条において「免許等」という。)を受け、又は免許等を申請している、九五二MHzを超え九五六・四MHz以下の電波を使用する構内無線局の無線設備若しくは九五二MHzを超え九五六・四MHz以下の電波を使用する簡易無線局の無線設備又は現に開設されている九五〇・八MHzを超え九五七・六MHz以下の電波を使用する特定小電力無線局の無線設備の条件については、新規則の規定にかかわらず、平成三十年三月三十一日までは、なお従前の例によることができる。

2 総務大臣は、新規則の規定にかかわらず、旧規則の条件に適合する九五二MHzを超え九五六・四MHz以下の電波を使用する構内無線局又は九五二MHzを超え九五六・四MHz以下の電波を使用する簡易無線局の免許等を、当該免許等の申請がこの省令の施行の日から平成二十四年十二月三十一日までの間にあつた場合に限りすることができる。この場合において、当該免許等を受けた無線局の無線設備の条件については、前項の規定を準用する。

3 総務大臣は、この省令の施行の日から平成三十年三月三十一日までの間は、新規則の規定にかかわらず、旧規則の条件に適合する九五二MHzを超え九五六・四MHz以下の電波を使用する構内無線局又は九五二MHzを超え九五六・四MHz以下の電波を使用する簡易無線局の工事設計の変更の許可をし、又は変更登録を受けることができる。この場合において、当該許可又は登録を受けた無線局の無線設備の条件については、第一項の規定を準用する。

4 この省令の施行の際現に受けている九五二MHzを超え九五六・四MHz以下の電波を使用する構内無線局の無線設備、九五〇・八MHzを超え九五七・六MHz以下の電波を使用する特定小電力無線局の無線設備又は九五二MHzを超え九五六・四MHz以下の電波を使用する簡易無線局の無線設備に係る技術基準適合証明等の効力については、この省令の施行後においても平成三十年三月三十一日までは、なお効力を有する。

5 旧規則の条件に適合する九五二MHzを超え九五六・四MHz以下の電波を使用する構内無線局の無線設備、九五〇・八MHzを超え九五七・六MHz以下の電波を使用する特定小電力無線局の無線設備又は九五二MHzを超え九五六・四MHz以下の電波を使用する簡易無線局の無線設備に係る技術基準適合証明等の求めがこの省令の施行の日から平成二十四年七月二十四日までの間にあつた場合においては、当該技術基準適合証明等の審査は、なお従前の例による。

6 前項の規定により、なお従前の例によることとされた審査を受けた技術基準適合証明等は、この省令の施行後においても平成三十年三月三十一日までは、なお効力を有する。

7 第五項及び前項においてなお効力を有するものとされる九五〇・八MHzを超え九五七・六MHz以下の電波を使用する特定小電力無線局の無線設備に係る法第三十八条の二十六の表示は、平成二十四年十二月三十一日までに製造された無線設備に限り付することができるものとする。

(無線設備規則の一部を改正する省令の一部改正)

第五条 無線設備規則の一部を改正する省令(平成二十二年総務省令第六十三号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十四年十二月三十一日」に改める。

附則第四項中「この省令の施行後においてもなお」を「平成三十年十二月三十一日までは」に改める。

附則第五項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十四年十二月三十一日」に改める。